

## [加入者貸付一覧]

貸付種類	一般	教育	結婚	災害	医療	住宅
貸付利率	2.26%			2.00%	2.26%	
申し込み事由 こんなときに申し込みできます	加入者が臨時に資金を必要とするとき	加入者本人や家族の入学・修学のため資金を必要とするとき	加入者本人や家族の結婚のため資金を必要とするとき	加入者が水・震・火災等の非常災害を受けたため必要とするとき	加入者本人や家族の引き続き5日間以上の入院のため資金を必要とするとき	加入者が居住する住宅の新築、増・改築、購入、借入、修理などのための資金を必要とするとき
対象となるもの ならないもの	生活費・事業性資金・ローン返済は対象外	入学者は合格日・入学許可日から6か月以内が対象 修学者は在学期間中の申し込みが対象	婚姻の前後6か月以内が対象	被災日から6か月以内が対象	入院後6か月以内が対象	契約年月日又は工事見積年月日から6か月以内が対象
申し込み資格 こんな人が申し込みできます	送金日時点で、加入者期間（任意継続加入者期間・特定教職員等の期間を除きます）が引き続き1年以上ある人 ※私学を一度退職し、期間をあけて再就職した場合は、前の期間は含みません。					送金日時点で年金給付等の加入者期間が引き続き5年以上ある人
申し込み限度額	標準報酬月額の6か月分 (上限200万円)	標準報酬月額の12か月分 (上限500万円) ※申し込みは1学年ごと必要額まで		標準報酬月額の6か月分 (上限200万円)	標準報酬月額の6か月分 (上限120万円)	申込月の月末に自己都合で退職したと仮定した場合の退職手当の額+上乗せ額の範囲内(上限2,000万円) ※借家対象は上限200万円 ※上乗せ額は引き続き年金等給付の加入者期間が5年以上10年未満の場合は200万円、10年以上の場合は300万円
申し込み方法	①貸付申込書・借用証書(様式用紙)を申込人本人が記入してください(貸付種類によってその他必要書類・添付種類が必要となります)。 ↓ ②貸付申込書・借用証書・添付書類を勤務先の事務担当者へご提出ください。(一般貸付は添付書類なし) ↓ ③事務担当者は、学校法人等の証明をして申込締め切り日までに届くように私学事業団宛提出してください。					
申込締め切り日 及び 送金日	①毎月15日私学事業団必着→翌月2日送金 ②15日を過ぎて月末まで必着分で希望者のみ翌月2日送金 ※22日送金希望の場合は、申込書の「貸付送金日22日」欄に○印が必要です。					
貸付けの決定	貸付けを決定したときに、勤務先の学校等を通じて「貸付決定通知書(償還明細表)」を送付します。 「貸付決定通知書(償還明細表)」は完済するまで大切に保管しておいてください。					
貸付金の受け取り	送金日に勤務先の学校等が指定している銀行口座又は郵便振替により送金します。 その後の受取日・受取方法などは学校等(事務担当者)へ確認してください。					
償還について (返済方法)	返済は、学校法人等が毎月給与から控除して返済します(定期償還)。 申し出により繰上げ返済又は一括返済することも可能です(任意償還)。 学校等を退職するときには、一括して返済していただきます(即時償還)。 ※償還に関する手数料は無料です。 ※毎月の償還額・返済回数等は申込金額により設定があります。「貸付けの利率と償還額早見表」を参照してください。 ※一部任意償還をすると返済期間が短くなります(毎月返済額は固定)。					

※1回あたりの償還額の限度

複数の種類の貸付けを利用する場合、それぞれの貸付けの1か月分の償還額の合計額が標準報酬月額の30%を超えることはできません。

また、住宅貸付で半年払償還の併用を希望する場合、半年払いの1回あたりの償還額が標準報酬月額の60%以内となるよう申し込んでください。